

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2017-06

.....

ハイライト：

特許庁、特許関連性分析のための引用・被引用情報を提供	1
「LNG再液化技術」の特許訴訟で現代・サムスン重工業が最終勝訴	2
HANMI、NEXAVARの用途特許の無効訴訟で勝訴	3
超小型MEMSセンサーの特許出願増加	3
ローラブルディスプレイの特許出願急増	4
サムスン、次期「スマートウォッチ」のリストバンドは曲面ディスプレイ？	5



特許制度

特許庁、特許関連性分析のための引用・被引用情報を提供

特許庁は、特許技術間の関連性の分析がしやすいように、無料知的財産検索サービスであるKIPRIS（韓国特許庁が保有している国内外の知的財産権に関する情報を誰でも無料で検索及び閲覧することができる知的財産情報検索サービス（www.kipris.or.kr））を通じ、特許文献の引用情報と被引用情報のサービス提供範囲を拡大することを明らかにした。

今回KIPRISを通じて提供される引用・被引用情報は、審査官が審査過程で意見提出通知書に実際

に引用した特許文献を活用して提供され、出願件別に詳細情報の閲覧を通じて引用・被引用情報を統合的に見ることができ、引用・被引用文献の原文を容易に確認できるように連結して利用しやすくした。

既にサービスを行っている意見提出通知書のリアルタイムの閲覧機能と連携して利用する場合、審査官が審査過程で提示した特許文献間の技術関係を把握することができるため、特許技術の関連性の分析に役立つことが期待される。

また、中核特許のトレンド分析がしやすいように、被引用回数が多い特許文献の順に検索結果を示し、検索結果に示される特許文献の被引用の回数と引用特許文献の目録（出願番号、出願日、発明の名称、IPCを提供）及び特許文献別原文閲覧サービスをさらに提供する。

特許庁は、被引用情報を政府のR&D特許成果管理システム（政府のR&D特許成果の現況、特許成果

の検索及び統計情報等多様な国家のR&D特許成果情報を提供するシステム (www.ripis.or.kr)) とも共有し、R&D関連の特許出願が他の特許文献にどれくらい引用されているか容易に把握できるようにする予定である。



特許判例

大法院宣告2017. 4. 28. 2014DU42490 返戻処分取消請求の上告棄却

【判決要旨】

[国際特許出願の過程で提出した翻訳文等を返戻した処分の取消しを求める事件]

◇優先権主張を伴う国際特許出願で、国内段階移行のための翻訳文等の提出期限の算定基準になる優先日の意味◇

旧特許法 (2014. 6. 11. 法律第12753号で改定される前のもの) は、第201条第1項本文で国際特許出願を外国語で出願した出願人は、特許協力条約第2条 (xi) の優先日 (以下「優先日」という) から2年7ヶ月以内に国際出願日に提出した明細書、請求の範囲、図面 (図面のうち説明部分に限る) 及び要約書の韓国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならないと規定するとともに、同条第2項で、第1項の規定による期間内に明細書及び請求の範囲の翻訳文を提出しなかった場合は、その国際特許出願は取り下げられたものと見ると規定している。

また、特許協力条約は、第2条 (xi) で、優先日について、国際特許出願が第8条の優先権主張を伴う場合にはその優先権が主張される出願の提出日、国際特許出願が第8条の規定による二つ以上の優先権の主張を伴う場合は優先権を最も先に主張した出願の提出日、国際特許出願が第8条の規定による優先権の主張を伴わない場合はその国際特許出願の提出日を意味すると規定している。

このような旧特許法と特許協力条約の規定によると、出願人が国際特許出願を行うとともに、パリ条約の当事国で行われた先出願による優先権を主

張した場合、旧特許法第201条第1項本文の優先日は国際特許出願の提出日ではなく、優先権を主張した先出願の提出日となる。

また、優先日は、特許協力条約とその規則で国際特許出願の国際公開、国際調査、国際予備審査請求等の国際段階を構成する各種手続きの期限を定める基準となっており、旧特許法でも、明細書及び請求の範囲等に関する翻訳文の提出期限の基準日となっている等、出願関係機関の業務と関連する者の利害関係に重大な影響を与えるので、優先日は、一律して定める必要がある。従って、国際特許出願人の優先権主張に明白な誤謬がなければ、その主張する日を優先日と見て、これを基準に特許協力条約及び旧特許法で定めた手続きを行わなければならない、その優先権主張の実体的効力の有無によって異なって見るものではない。

紛争

「LNG再液化技術」の特許訴訟で 現代・サムスン重工業が最終勝訴

高付加の船種である液化天然ガス (LNG) 船のLNG部分の再液化技術に対する大宇造船海洋と現代重工業・サムスン重工業間の特許訴訟で、現代とサムスンが勝利した。

造船業界によると、大法院は、現代重工業とサムスン重工業がそれぞれ2014年と2015年に大宇造船を相手に提起した「LNG運搬船の部分再液化技術」の特許登録無効訴訟で、大宇造船の控訴を棄却した。大宇造船は、1審の特許審判院で勝訴したが、2審の特許法院の判決では敗訴した。これに対して、今年初め大法院に控訴したが、最終的に棄却された。よって、LNG船の中核基幹技術を対象として2年余りの間行われた国内の造船会社間の特許紛争が終わった。

特許紛争が繰り広げられたLNG再液化技術は、高付加のLNG船に適用される中核技術であって、船倉に積まれて運ばれるLNGの自然気化分を再液化し、

船舶の燃料として使用できるようにする技術である。これを通じて船舶の燃料効率性を高める。最近、環境規制が強化され、LNG船に対する需要が増えており、造船会社は該当技術を巡り競争を繰り広げている。

大法院の判決により、大宇造船は船舶営業を行う際に、この技術を「独自技術」として広報することができなくなった。造船業界の関係者は、「今回の大法院の判決により、これまで不当な根拠で他社の営業活動を妨害していた行為が根絶されることを期待する」と述べた。

一方、大宇造船の関係者は、「特許紛争の対象になっていた技術をアップグレードし続けており、大法院の判決により営業活動に打撃を受けることはない」と述べた。

HANMI、NEXAVARの用途特許の無効訴訟で勝訴

HANMI薬品が、肝がん治療剤「NEXAVAR (VAYER)」の市場参入の障害となっていたものを一つずつ取り除いている。結晶形特許に続いて用途特許の無効請求に成功し、ジェネリックの参入時期を早めた。

製薬業界によると、HANMI薬品は、NEXAVARの用途特許の無効訴訟で勝訴した。今回の訴訟は、HANMI薬品が特許審判院の棄却審決に対して取り消すことを求めて特許法院に提起した事件である。

特許法院は、特許審判院と異なり、HANMI薬品の無効請求を認定、原告勝訴の判決を下した。これによって、HANMI薬品は、NEXAVARの3件の登録特許のうち、結晶形特許と用途特許を克服することに成功した。

現在残っているのはNEXAVARの物質特許。物質特許は、2020年1月に満了となる予定である。現在、用途特許と結晶形特許を克服した製薬会社はHANMI薬品が初めてであるため、物質特許満了以降、ジェネリックを販売することができる製薬会社も現在はHANMI薬品が唯一である。

また、ジェネリックの品目に9ヶ月間の独占権を付与する優先販売品目許可の獲得にも有利になった。

但し、BAYERは控訴の意向を示しており、結果が覆える可能性は残っている。結晶形特許の場合、特許審判院はHANMI薬品の消極的権利範囲確認請求を認容したが、特許法院は異なる判決を下す可能性もある。

BAYERのNEXAVARは、肝がん分野の標的治療剤として市場でトップの地位を占めている。事実上、保険が適用される肝がん治療剤はNEXAVARが唯一であるため、国内の多くの患者がNEXAVARを服用している。

昨年、NEXAVARは219億ウォンの請求額を記録した。国内の製薬会社の中でも、強い特許戦略に基づき改良新薬とファーストジェネリック事業で成功を収めているHANMI薬品が、NEXAVAR市場でも成功を収めるか注目される。

出願動向

超小型MEMSセンサーの特許出願増加

第4次産業革命の始まりである「モノのインターネット」には、過去の機械式センサーとは異なり、小型の最先端スマート機器に使用できる超小型の微細電子制御技術 (MEMS) センサーが要求される。

MEMSセンサーは、半導体製造工程の微細加工技術を応用して製造したマイクロあるいはナノ単位の高感度センサーのことをいい、モーションセンサー、環境センサー、音響センサー等種類が非常に多様である。

特許庁によると、MEMSセンサーに関する特許出願は、2012年の41件から2016年は61件と増加した。

MEMSセンサー分野は、技術の難易度が高く、個人が簡単にアクセスすることができない技術分野であるという特性のため、大半の出願は、政府出資研究所、大学産学協力団、国内の大企業及び外国企業によって行われている。

最近5年間の出願を見ると、大学産学協力団 (46件、18%)、大企業 (40件、15%)、政府出資研究

所（21件、8%）の割合が高かった。

MEMSセンサーの出願が増加している理由は、MEMSセンサーが、従来の機械式センサーに比べて、次世代のスマート機器に要求される低価格、小型化、高効率及び高信頼性を満足させることができ、モノのインターネット時代によって活用分野がさらに拡大しているためであると思われる。

半導体市場調査機関である「ICインサイト」の報告書によると、MEMSベースのセンサーの市場規模は、世界経済の低迷等により、2011年から昨年までは1%台の成長に留まっていたが、来年は12億2000万ドルまで増え、売上の平均成長率も11.7%に達する見込みである。

このような傾向に合わせて、特許庁は、今年「知的財産権連携の研究開発戦略支援事業」に129億ウォンの予算を投入して、スマートセンサー、モノのインターネット等、第4次産業革命の中核技術分野に対するIP-R&Dの支援を増やし、中小企業の第4次産業革命への対応力を高めるためのIP戦略の開発と支援に集中する計画である。

特許庁精密部品審査課のパク・シヨン課長は、「韓国は世界1位の半導体と携帯電話メーカーを保有しているが、MEMSセンサーの国産化の比率は非常に低い」とし、「第4次産業革命のモノのインターネット時代に主導権を獲得するためには、MEMSを活用した先端複合センサーの技術開発と基幹特許の確保が必要」と述べた。

ローラブルディスプレイの 特許出願急増

TVやスマートフォンの画面をぐるぐる巻いて簡単に持ち歩くことができる時代が遠くない将来やってくる。

特許庁は、ディスプレイ装置に関する特許出願のうち、画面を巻物のようにぐるぐる巻くことができる「ローラブルディスプレイ」に関する特許出願が最近になって急増していることを明らかにした。

ローラブルディスプレイは、固いガラス基板の代わりに柔軟なプラスチック基板を使用した表示装置であって、巻物のようにぐるぐる巻いて必要に応じ

て広げて使用することができるため、今後、その適用範囲が大きく拡大するものと予想される。

ローラブルディスプレイに関する特許出願を見ると、2013年は2件に過ぎなかったが、2014年は15件と大きく増加し、2016年には32件が出願された。

ローラブルディスプレイが2023年頃商用モバイル製品に適用されるであろうという韓国政府と関連業界の展望に鑑みると、今後も増加傾向は続くと言われる。

最近10年間のローラブルディスプレイに関する出願人別動向を見ると、サムスンディスプレイが40件で53%、その後が続いて、LGディスプレイが26件で35%を占めている。また、中小企業や個人等が9件を出願しており、国内企業がローラブルディスプレイ技術を主導していることが分かる。

ここで注目すべき点は、国内企業の特許出願が2014年から爆発的に増加し、最近3年間の国内企業の出願比率が全体の出願の90%以上を占めていることである。

これは、国内企業がCRT及びフラットパネルディスプレイ方式の第1・2世代におけるディスプレイの主導権をベースに、次世代のディスプレイ市場でも主導権を獲得するための戦略によるものと分析される。

特許庁ディスプレイ機器審査チームのキム・ジョンチャンチーム長は、「現在、ローラブルディスプレイを含むフレキシブルディスプレイ技術の主導権は韓国企業が握っているが、中国、日本等海外企業の追撃が激しいだけに、韓国企業は国内外で中核技術に対する特許権を確保していくことで次世代のディスプレイ技術の優位性をさらに高めると言うことが重要である」と強調した。

一方、特許庁は、ディスプレイ分野の特許競争力強化のために、産業界と特許庁との間のコミュニケーション及び協力の一環として、「IP Together」イベントを定期的で開催しており、「改正特許法説明会」等を通じて、関連情報を継続して提供していく計画である。

電子・半導体

サムスン、次期「スマートウォッチ」のリストバンドは曲面ディスプレイ？

サムスン電子が昨年11月に米国特許商標庁（USPTO）に出願した新たなスマートウォッチの特許が最近登録されたことが確認された。この特許によると、サムスン電子が開発中のスマートウォッチは、円形ディスプレイの中央に光学ズームカメラを内蔵し、リストバンドには補助ディスプレイが内蔵されている。

目を引く点は、ディスプレイ機能を搭載したリストバンドである。大半のスマートウォッチのリストバンドには、革、金属、シリコン等の素材が使われているが、サムスン電子はこの概念にとらわれずディスプレイを搭載した。現存するスマートウォッチの中で、リストバンドにディスプレイが搭載されている製品はない。

サムスン電子が考案したディスプレイバンドは、曲がる形の「フレキシブルディスプレイ」である。スマートウォッチの前面にあるアラーム、音楽、電子メール、ギャラリー、設定等、ユーザーがお気に入りのアプリケーションをリストバンドにも配置して、まるで「ギャラクシーS8」のエッジスクリーンのように使用することができるわけだ。

光学ズーム機能付きのカメラを内蔵している点も特徴である。これを通じ、スマートフォンがなくても高解像度の写真を撮ることができる。ディスプレイ周辺の円形ホイールを回すとレンズが前に飛び出し、反対方向に回すと再び本体に挿入される方式である。

過去にサムスン電子が販売していた「ギャラクシーズーム」のスマートフォンのように、高解像度の写真を撮った場合、レンズが前に飛び出す方式と類似する。すでに他社で発売中のカメラ搭載のスマートウォッチがあるが、このようにズーム機能のある

製品は初めてである。

もちろん、サムスン電子がこのようなデザインをギャラクシーS3の後続作にすぐに適用するかは未知数である。しかし、これまでのスマートウォッチで見られなかった機能と革新的なデザインは、人々の興味を引くのに十分である。

「デザインの革新」を強調するサムスン電子は、特にスマートフォン市場でリードしていたアップルを追い抜いたという評価を受けている。

サムスン電子は、2014年に発売した「ギャラクシーS5」シリーズのデザインに失敗した後、2015年に「ギャラクシーS6」シリーズを「ダブルエッジ」としてデザインの反撃に乗り出した。以降、「ギャラクシーS7」、「ギャラクシーノート7」が発売されるたびにデザインに対して好評を博し、最近発売された「ギャラクシーS8」でデザインの革新に成功したという評価である。

ギャラクシーS8は、左右のエッジディスプレイの適用で枠（ベゼル）を最小化したのに加え、上下のベゼルさえほとんどなくしたことが特徴である。ディスプレイがスマートフォンの前面部を完全に覆うように設計され、おしゃれでありながら完全に新しいスマートフォンデザインであるという評価を受けている。

このようなサムスン電子のデザインを、今やアップルやグーグルが追いかけている。両社は、今年下半期に披露する新製品にエッジディスプレイを適用することが予測されている。

業界の関係者は、「スマートフォンのデザインの革新を見せているサムスン電子が、スマートウォッチにどんな革新デザインを適用して市場をリードするか期待される」としながらも、「ディスプレイをリストバンドに活用したときのフィット感、バッテリーの効率性、外部圧力による損傷等、考慮しなければならない部分も少なくない」と述べた。

化学・金属・生命工学

優先販売品目許可制度のため ジェネリックのR&Dの前に訴訟請求

韓国製薬バイオ協会で食品医薬品安全処の主催により開かれた「医薬品許可特許連携制度の政策フォーラム」(2017.05.24)で、国内の製薬会社は、優先販売品目の許可を獲得するために、研究開発がきちんと行われていない状態で審判請求を強行したり、メーカー同士で団結して訴訟を行う、一種の「ビジネスモデル」まで登場しているという問題を提起した。

優先販売品目許可制度は、許可特許連携制度でジェネリック中心の国内の製薬会社を保護するために作られた仕組みであって、審判の地位を獲得することができる一種の「パスポート」である。

参加者は、「無分別な審判請求」が蔓延している現在の状況を明らかにした。国内の製薬会社は、猶予期間内に製品を発売するために、オリジナル医薬品の特許満了前から審判請求を準備する傾向があるが、その期間が最近になって平均8年4ヶ月前から始めているというデータが出た。販売可能な時点を基準とすると、9年程度前から審判請求が相次いでいる

ということになる。

このような副作用は、結局のところ審判請求を自発的に取り下げる傾向につながる。当初の9%から現在は29.3%まで達する自発的取下げがこれを傍証している。

これに加えて、製薬会社は、審判請求により優先販売品目の許可を獲得するために、製剤研究が終わっていない時点で、権利範囲確認審判請求を濫発している。研究力のある国内の中小製薬会社までも請求審判の勝訴の可能性を予測し、メーカー間の共同訴訟を行う、一種の「ビジネスモデル」に進化する傾向を示している。

また、別の参加者は、オリジナル医薬品の開発会社が特許目録を削除する際、登録料や特許料を納付しない方法でジェネリックメーカーを無力化させる技法も現れていると指摘している。さらに、「ファーストジェネリックメーカーが現れると、後発企業はハナから開発しようとしなかったり、特許検討そのものを諦めたりする」とし、「このような場合は、審判請求を準備する途中で他の審判請求を行うことによって、先に行っていたものを取り消したりするが、このような現象もまた、消費者に不利に働く可能性がある」と述べた。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータプログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr